

官報

平成十四年七月二十三日

○第一百五十四回 衆議院會議錄 第四十九号

平成十四年七月二十三日(火曜日)

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一時開議

平成十四年七月二十三日

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

午後一時九分開議

め、銀行等保有株式取得機構が設立されたところ
であります。しかし、銀行が事業法人株を放出する場合
には、株式持ち合い関係を背景として、事業法人
も銀行株を放出することが一般的となつております。
現行法のもとにおいては、銀行が放出する事業
法人株については、銀行等保有株式取得機構とい
う受け皿があるのに対し、事業法人が放出する
銀行株については、受け皿が存在しない状態と
なっております。

本案は、株式持ち合い解消の動きにも対応でき
るようにするため、同機構が事業法人の保有する
銀行株も買い取れるようにするものであり、以
下、その概要を申し上げます。

第一に、この法律の目的に、銀行等による株式
の処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にそ
の発行する株式を保有する関係を解消する場合に
おける、当該銀行等以外の会社による当該銀行等
の株式の処分の円滑を図ることを加えることにつ
ております。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一時開議

平成十四年七月二十三日

ましたところ、本案は多数をもって原案のとおり
可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一時開議

平成十四年七月二十三日

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一時開議

平成十四年七月二十三日

○議長(綿貫民輔君) 日程第一は、委員長提出の
議案でありますから、委員会の審査を省略するに
御異議ありませんか。

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一時開議

平成十四年七月二十三日

○議長(綿貫民輔君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一時開議

平成十四年七月二十三日

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一時開議

平成十四年七月二十三日

○議長(綿貫民輔君) 日程第一は、委員長提出の
議案でありますから、委員会の審査を省略するに
御異議ありませんか。

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一時開議

平成十四年七月二十三日

○議長(綿貫民輔君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

議事日程

平成十四年七月二十三日

午後一

及び内容を御説明申し上げます。

本案は、最近における食品衛生法に違反する食品等の販売や輸入の事例が続発している状況等にかんがみ、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の国、地域または特定の者により製造等がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる新たな制度を創設しようとす

るもので、その主な内容は、

第一に、厚生労働大臣は、特定の国、地域または特定の者により製造等がなされた特定の食品または添加物について、輸入時における検査結果等から見て、食品衛生法違反の食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合は、健康被害が生ずるおそれの程度等を勘案して、特に必要と認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議の上、薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて、当該食品等の販売、輸入等を禁止することができる」とすること、

第二に、厚生労働大臣は、利害関係者からの申請等に基づき、食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認めた場合は、薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて、禁止措置の全部または一部を解除することができる」とすること、

第三に、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃについても、同様の措置を講じることとする」と、

第四に、厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品安全上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとすること、

第五に、新たな禁止規定に違反した者について

の罰則を設けるとともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰金の引き上げを行うこととす

ること、

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること

等であります。

本案は、去る十九日の厚生労働委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

なお、本案につきましては、当委員会において、本法律の運用に関し決議が行われたことを申

し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件
(参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結

について承認を求める件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

(吉田公一君登壇)

○吉田公一君 ただいま議題となりました受刑者の移送条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

一九七〇年代に入り、欧州地域経済の発展及び交通、通信等の発達に伴う外国人犯罪の増加並びに犯罪の国際化を背景として、欧州諸国は、自國において刑に服する外国人の増加に伴う問題に直面することになりました。一方、欧州諸国の刑事司法の社会復帰を促進するためには、そのような者に

対しその本国において刑に服する機会を与えるべきであるとの理念が共有されるようになりました。これを受け、昭和五十三年六月の欧州司法大臣会合において、刑を言い渡された者の移送の問題が本格的に討議され、その後の検討を経て、昭和五十八年三月二十一日、ストラスブールにおいて本条約が作成されました。

本条約の主な内容は、外国で裁判を受けた結果、刑を科せられ当該外国で服役している受刑者の社会復帰を図るために、そのような受刑者をその母国に移送し、母国で刑の執行を受けさせることが、移送の実施に際しては、裁判国、執行国及び受刑者の三者の同意等、一定の要件を満たす必要があります。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたしました。

法制局長内田正文君から、法制局長を辞任いたしたいとの申し出があります。これを承認するに決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたしました。

法制局長内田正文君から、法制局長を辞任いたしたいとの申し出があります。これを承認するに決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたしました。

法制局長の任命承認の件

○議長(綿貫民輔君) つきましては、法制局長に

溝田勝弘君を議長において任命したいと存じます。これを御承認願いたいと思います。御異議ありませんか。

本件は、去る四月十七日参議院より送付され、七月十六日外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、翌十七日川口外務

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

よつて、承認することに決まりました。

○議長（綿貫民輔君） 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時十九分散会

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いた します。		午後一時十九分散会	
出席国務大臣		渡辺 喜美君 佐藤 勉君	
外務大臣 川口 順子君		土肥 隆一君 中村 哲治君	
厚生労働大臣 坂口 力君		三井 梅君 西川太一郎君	
国務大臣 柳澤 伯夫君		野田 敏悟君 赤羽 一嘉君	
(議長の報告)		北村 直人君 後藤 斎君	
(議決通知)		北村 哲治君 堀込 征雄君	
一、去る十八日、本院は、国立国会図書館の館長 に黒澤隆雄君を任命することを承認した旨参議 院に通知した。		谷津 義男君 佐藤 勉君	
(通知書受領)		渡辺 喜美君 佐藤 勉君	
一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公 布を奏上した旨の通知書を受領した。		厚生労働委員 辞任	
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法		渡辺 喜美君 佐藤 勉君	
公職にある者等のあっせん行為による利得等の 処罰に関する法律の一部を改正する法律		平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各 省各厅所管使用調書(その1)(承諾を求めるの 件)	
石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関 する法律		平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各 省各厅所管使用調書(その2)(承諾を求めるの 件)	
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法		平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づ く経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調 書(その1)(承諾を求めるの件)	
一、去る十九日、参議院議長から、国会において 承諾することを議決した次の件を内閣に送付し		平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づ く経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調 書(その2)(承諾を求めるの件)	
(通知書受領)		平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各 省各厅所管使用調書(その1)(承諾を求めるの 件)	
一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領し た。		一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領し た。	
(報告書受領)		一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領し た。	
(常任委員辞任及び補欠選任)		一、去る十八日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 報告書	
議院運営委員		議院運営委員	
辞任 手塚 仁雄君 松野 賴久君 手塚 仁雄君 補欠 高村 正彦君 七条 明君 平井 卓也君 西川太一郎君		辞任 川端 達夫君 藤村 修君 川端 達夫君 補欠 大原 一三君 亀井 善之君 中山 正暉君 山口 泰明君	
一、去る十九日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
予算委員		予算委員	
辞任 辞任 大原 一三君 亀井 善之君 林 幹雄君 補欠 宮澤 洋一君 七条 明君 平井 卓也君 西川 公也君 河村たかし君 大谷 信盛君		辞任 大原 一三君 亀井 善之君 林 幹雄君 補欠 宮澤 洋一君 七条 明君 平井 卓也君 西川 公也君 河村たかし君 大谷 信盛君	

中沢	松野	青山	二三君	頼久君	健次君
大森	塙田	山口	富男君	坂上	
穀田	神崎	井上	喜一君	西川	
惠君	猛君	大谷	善秀君	林	
	武法君	森岡	公也君	幹雄君	
	賈君	生方	正宏君	信盛君	
		大谷	幸夫君	由人君	
		仙谷	信雄君	辨雄君	
		三井	吉井	啓一君	
		石井	英勝君	東君	
		平野	博文君		
		今野	金子善次郎君		
		山田	敏雅君		
		井上	和雄君		
		大谷	信盛君		
		手塚	仁雄君		
		山井	和則君		
				政監視委員	辞任

三井	仙谷	由人君
石井	啓一君	辨雄君
吉井	英勝君	
西川太一郎君		
山口	泰明君	
中山	正彌君	
龜井	善之君	
大原	二三君	
赤松	廣隆君	
河村たかし君		
松野	頼久君	
中沢	健次君	
青山	三三君	
山口	富男君	
井上	喜一君	
伊藤信太郎君		
上田	清司君	
家西	悟君	
山井	和則君	
長浜	博行君	
大谷	信盛君	
山谷えり子君		
牧野	聖修君	
長妻	昭君	
中山	義活君	
東	順治君	
土田	龍司君	
中林よし子君		
児玉	健次君	

山口わか子君	金子哲夫君	家西悟君	葉山峻君	東順治君	上田清司君	長浜博行君	樺崎欣弥君	冬柴鐵三君	土田龍司君	中林よし子君	金子哲夫君	伊藤信太郎君	後藤	冬柴	松原敏雅君	後藤斎君	金子哲夫君	仁君
谷本龍哉君	中野清君	日森文尋君	春名真章君	日森文尋君	上田武山百合子君	山内相沢英之君	今野東君	葉山峻君	平野博文君	金子善次郎君	手塚仁雄君	樺崎	平野博文君	山内功君	山村健君	阪上近藤基彦君	坂上善秀君	金子哲夫君
辞任	(特別委員辞任及び補欠選任)	日森文尋君	春名真章君	日森文尋君	上田勇君	山谷えり子君	中山義活君	後藤斎君	牧野聖修君	松原仁君	長妻昭君	上田勇君	日森文尋君	後藤	冬柴	松原敏雅君	後藤斎君	金子哲夫君
災害対策特別委員	一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	日森文尋君	春名真章君	日森文尋君	上田勇君	山谷えり子君	中山義活君	後藤斎君	牧野聖修君	松原仁君	長妻昭君	上田勇君	日森文尋君	後藤	冬柴	松原敏雅君	後藤斎君	金子哲夫君
		日森文尋君	春名真章君	日森文尋君	上田勇君	山谷えり子君	中山義活君	後藤斎君	牧野聖修君	松原仁君	長妻昭君	上田勇君	日森文尋君	後藤	冬柴	松原敏雅君	後藤斎君	金子哲夫君

谷津 義男君	東 順治君	河合 正智君
藤木 洋子君	瀬古由起子君	北村 直人君
北村 直人君	谷津 義男君	河合 正智君
近藤 基彦君	谷本 龍哉君	谷津 義男君
阪上 善秀君	中野 清君	瀬古由起子君
河合 正智君	東 順治君	藤木 洋子君
(議案提出)		
一、去る十九日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。		
食品衛生法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)		
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(谷津義男君外七名提出)		
(議案受領)		
一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。		
地域金融の活性化に関する法律案		
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案		
(議案交付)		
一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。		
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(長勢益遠君外三名提出)		
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)		
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)		
一、去る十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。		

入札談合等閥与行為の排除及び防止に関する法律案(衆法第三〇号)
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案
アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求める件

一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

食品衛生法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(谷津義男君外七名提出)

(議案通知)

一、去る十八日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

人札談合等閥与行為の排除及び防止に関する法律案(第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出)

出(一)

(議案通知書受領)

一、去る十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案
公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領し

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案

一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

平成十二年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

衆議院議員大島令子君提出平成十四年度診療報酬改定によるリハビリテーション医療への影響等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大島令子君提出平成十四年度診療報酬改定によるリハビリテーション医療への影響等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大島令子君提出先天性疾患の子供に対する郵政事業局の簡易保険事業加入資格条件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大島令子君提出成育医療センターの看護師配置状況等の改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大島令子君提出厚生労働省職業安定局総務課括係長の持參にかかる文書に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員大島令子君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員大島令子君提出労働者供給事業に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員大島令子君提出タケノコ医者の派遣に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大島令子君提出金融検査に関する質問に対する答弁書

(長妻昭君提出)

国家公務員の定年前早期退職者に対する特例による割増退職金の実態に関する質問主意書(長妻昭君提出)

大使等に対する着任国からの便宜供与の実態に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

平成十四年度診療報酬改定によるリハビリテーション医療への影響等に関する質問主意書

リハビリテーションは、医学から医療へ、更には予防を含めた概念へと進展してきており、その重要性はますます高まっている。特に、リハビリテーション医療は、身体や精神に障害を持つ患者に対し、失われた能力を向上させ、残された機能を最大限に引き出すことで、人間として充実した生活が送れるよう援助するものであり、これまでも多くの患者が日常生活を取り戻すという成果を上げてきた。また、医療保険分野においても、いわゆる社会的入院の減少、医療費の抑制に大きく貢献してきたところである。しかしながら、平成十四年度診療報酬改定では、突如としてリハビリテーションに関する診療報酬が改正されたため、リハビリテーション医療を担う現場では大きな混乱が生じている。

ついては、以下の事項について質問する。

一、リハビリテーション医療は、まさに患者を中心とした医療である。また、患者を支え、医療の現場を担う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の役割は大きい。今回の診療報酬改定では、一人の療法士が算定できる療法に回数制限や通減制が設けられた。これらの措置は、結果

平成十四年六月十一日提出
質問第一〇三号

平成十四年度診療報酬改定によるリハビリテーション医療への影響等に関する質問主意書

提出者 大島 令子

としてリハビリテーションが必要な患者を治療現場から遠ざけ、患者の機能回復を遅らせるのではとの危惧がある。今回の改定において、回数制限や通減制を設けなければならなかつた理由を明らかにしたい。また、これらの措置を導入しても、必要な治療が患者に提供されるとの根拠を明らかにされたい。

一方、今回のリハビリテーションに関する診療報酬の改定は、あまりにも大幅であり、急激であった。リハビリテーション医療は、これまで行なっていた治療内容を突然に変更したり、途中で止めたりすることができないものである。このため、民間の医療機関で働く多くの療法士は、患者のために無償での治療を行なわざるを得ないとの状況であり、関係者の間で大きな混乱が生じている。今回の診療報酬改定に際して、リハビリテーションを担う療法士の関係団体から意見聴取や改定内容の充分な説明などを行なつてはいたのか。また、行なつていなかつた場合は、その理由を明らかにされたい。

三 医療保険を取り巻く状況は依然として厳しく、診療報酬の引下げという状況については理解するところであり、また、一部では、作業療法科における早期加算や施設基準の緩和など評価できる部分もある。しかし、診療報酬体系の見直しでは、医療技術の適正評価を推進する必要性が強調されており、そのような状況の中で、従来の「複雑なもの」・「簡単なもの」から「個別療法」・「集団療法」への体系の変更が、今回何故必要であったのか。どのような経緯があり、このような体系の変更が検討されたのかを明らかにされたい。

四 医療における理学療法、作業療法及び言語聴覚療法の歴史は浅い。今回の診療報酬改定に際しては、整形外科関係者の了解を得ているとの話もあるが、リハビリテーション医療における各療法士の役割をどのように位置付けていく方針であるのか、明らかにされたい。

また、多くの療法士は民間の医療機関で働いている。これらの療法士は、今回の診療報酬改定で影響を受けやすく、雇用状況を悪化させるものであり、特に経験の豊富な、比較的賃金の高い療法士への影響が懸念される。療法士の質に重点を置いた育成のあり方や雇用確保の方針についても明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第一〇三号

平成十四年七月十九日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 締貫 民輔殿

衆議院議員大島令子君提出平成十四年度診療報酬改定によるリハビリテーション医療への影響等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

2 患者の状況に応じた効果的なリハビリテーションを提供する観点から、集中的なリハビリテーションを必要とする患者に対する「個別療法」について、同一月の実施時間未満の訓練を実施し、又は所定時間を大幅に超えて訓練を実施することが適切に評価されない等の指摘があつたことを踏まえ、訓練時間一十分を一単位として一日複数回算定することができる仕組みに改めるとともに、実施計画の作成等を算定要件に追加した。

2 患者の状況に応じた効果的なリハビリテーションを提供する観点から、集中的なリハビリテーションを必要とする患者に対する「個別療法」については、同一月の実施回数の増加に伴って一回当たりの点数を低減する仕組みを導入し、「集団療法」について対する「個別療法」については、同一月の実施

回数に対する診療報酬の改定(以下「十四年改定」という)においては、質の高い効率的なリハビリテーションを提供する観点から、次に掲げる事項を主な内容とするリハビリテーション

に関する診療報酬の体系の見直しを実施したことである。

1 十四年改定前は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚療法士(以下「理学療法士等」という)一人が、一人の患者に対して提供する理学療法、作業療法又は言語療法を「複雑なもの」とし、複数の患者に対して提供するものを「簡単なもの」としていたが、これらの名称がそれぞれのリハビリテーションの内容を正確に示していない等の指摘があつたことを踏まえ、「複雑なもの」は「個別療法」に、「簡単なもの」は「集団療法」に、それぞれ名称を変更した。

また、十四年改定前は、「複雑なもの」は訓練時間四十分以上(言語療法については三十分以上)のものを、「簡単なもの」は訓練時間十五分以上のものを、それぞれ一日一回に限り算定していたが、患者の状況に応じて所定時間未満の訓練を実施し、又は所定時間を大幅に超えて訓練を実施することが適切に評価されない等の指摘があつたことを踏まえ、訓練時間一十分を一単位として一日複数回算定することができる仕組みに改めるとともに、実施計画の作成等を算定要件に追加した。

2 患者の状況に応じた効果的なリハビリテーションを提供する観点から、集中的なリハビリテーションを必要とする患者に対する「個別療法」については、同一月の実施回数の増加に伴って一回当たりの点数を低減する仕組みを導入し、「集団療法」について対する「個別療法」については、同一月の実施

回数に対する診療報酬の改定(以下「十四年改定」という)においては、質の高い効率的なリハビリテーションを提供する観点から、次に掲げる事項を主な内容とするリハビリテーション

に関する診療報酬の体系の見直しを実施したことである。

3 言語聴覚障害の患者に対して一層適切な医療の提供を確保する観点から、言語聴覚療法に対する評価を充実させた。

なお、従来から、理学療法士等が個々の患者ごとに必要な時間を確保してリハビリテーションを実施することを評価するため、理学療法士又は作業療法士一人について算定するとの可能な患者数を、「複雑なもの」は一日十一人以下とし、「簡単なもの」は一日三十六人以下としていたが、十四年改定においては、訓練時間二十分を一単位として評価する仕組みを導入したことに伴い、理学療法士等一人について算定することができる単位数を、「個別療法」は一日十八単位以下とし、「集団療法」は一日五十四単位以下とした。

十四年改定においては、理学療法士等の関係団体から提出された診療報酬に関する要望やりハビリテーションの専門家の意見を考慮しつつ、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、リハビリテーションに関する点数を改定するとともに、保険医療機関等に対する説明会の開催等を通じて関係者に対する周知徹底を図ったほか、理学療法士等の関係団体からの照会等に応じた説明も行っているところである。

4 について

疾病構造の変化等を背景として、医療におけるリハビリテーションの役割は一層重要な位置にあります。これに伴って理学療法士等が担う役割も大きくなっているものと認識している。

頭痛に襲われ、緊急入院・手術を受けたが、破裂脳動脈瘤を原因とするくも膜下出血により死亡している。原因是人員不足による膨大なサービス残業による過労死ではないかと問題になっている。病院に入院したらいいそうひどい病気になつたり、看護する人や治療を施す人が病気になつたりするようではセンターが掲げる医療機能を發揮するのはほど遠い状況である。早急に調査改善が必要である。

私は六月十六日センターの視察を行ったが、視察の結果、センターの人員配置や設備からして、患者の立場に立った病院が動き出したとは到底思えなかつた。コンピュータで患者の情報を一元管理し、治療のための研究がすすむことが期待されるが、研究のための医療がなされるのはあつてはならない。効率化を追及しているが人員不足のままのコンピュータ機器操作やデータにたよるのには、あらたなミスを説明するのではないかと危惧した。

そこでセンターにおける看護師配置状況等の改善に関する具体的な対策について、以下質問する。

(一) センターの百床あたりの看護師配置は、乳幼児病棟(三十床)でさえ三人夜勤を基準としているため、都道府県レベルの自治体によって運営される小児病院と比べ大幅に劣つてゐる。また統合前の旧国立小児病院と比べても百十一・八人から八十七・六人と後退している。なぜこのような人員配置となつたのか、その経緯を述べられたい。また厚生労働省が小児(成育)医療分野のナショナルセンターと位置付けるセンターが、このような運営状況

にあることをどう考えるか。なお厚生労働省

は平成十四年において、全国のナショナルセンター六施設に七十五人の増員を行つてはいるものの、準夜・深夜とも三人以上夜勤の病棟は約二十五%というような現状ではその人間では不足しているのではないか。十分な機能を発揮するためにも今後、看護師配置の改善が必要と考えるが、見解を問う。また看護

師を除く医療スタッフの増員計画についても明確にされたい。そうした対応が必要だと考へる場合、その理由も述べられたい。

(二) 今年三月二十六日に木島日出夫、小沢和秋両衆議院議員が提出した質問主意書の答弁書の中で、全病棟三人夜勤体制・月八日以内夜勤を実現するには七千三百人の増員が必要といふとあるがどのようにして増員を図つていいくつか具体的な計画を述べられたい。また平成四年、「看護婦確保法」が成立し「基本指針」が制定、看護婦の夜勤は複数・月八日以内の夜勤となつていてが十年経つた今尚、状況は改善されていない。この結果をどう思ふか見解を述べられたい。また十年間の対策の経緯、並びに成果を明らかにされたい。

(三) 「いつでも(三百六十五日、二十四時間)誰にでも開かれ「成育医療に関する緊急医療を行う」ことを基本理念として掲げるセンター

が制定、看護婦の夜勤は複数・月八日以内の夜勤となつていてが十年経つた今尚、状況は改善されていない。この結果をどう思ふか見解を述べられたい。また十年間の対策の経緯、並びに成果を明らかにされたい。

(四) センターには「賃金職員」と称される非常勤職員が存在し、看護師をはじめ約六十数名が、常勤職員と同等の責任を持ち、夜勤を含む同様の業務に携わっている。しかし、日々雇用という任用形態を理由に給与、休暇、育児休業、退職手当などで著しく差別的な待遇となつていて。このような状況をどう考えるか、また改善が必要と考えるか見解を述べられたい。また早急に必要な職員定員数を配置、先任順採用を導入するなどを実施することにより実態を改善すべきだと考えるが見解を述べられたい。

(五) センターには多くの乳幼児患者が入院しており、乳幼児の全般的な発達を保障していくためにも、医療と共に保育体制の充実が求められる。現在、センターには六名の保育士がいるが、各病棟一名しか配置されておらず、その専門性が活かされていないのが現状である。保育士が看護師との連携の中でその専門性を發揮するためには増員による複数配置が必要と考えるが見解を述べられたい。また具体的な改善計画を明らかにされたい。

(六) センターはカルテがすべてコンピュータ入力となっており、IT化で情報が一元管理されているが、外部からのハッカーやウィルス等、セキュリティ面での対策は万全なのか見解を述べられたい。また病歴等、患者のデータは非常に重要な個人情報であるが、公

状況についてどう考えるか。また医療事故を未然に防ぐためにも交代制勤務ができるよう早急に看護師配置を改善すべきではないか、今後の対応について具体的な見解を述べられたい。

(四) センターには「賃金職員」と称される非常勤職員が存在し、看護師をはじめ約六十数名が、常勤職員と同等の責任を持ち、夜勤を含む同様の業務に携わっている。しかし、日々

雇用という任用形態を理由に給与、休暇、育児休業、退職手当などで著しく差別的な待遇となつていて。このように実態を改善すべきだと思われるが、今尚未批准の理由を明らかにされ、今後の具体的な対応を述べられたい。

(七) ILOは昭和五十一年「看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約並びに勧告」を採択しているが、我が国はまだ批准をしていない。各団体からは早期批准を求める声も挙がっており、医療現場の現状を考えると同条約を早期に批准し、早急に関係国内法を整備する必要があると思うが今尚未批准の理由を明らかにされ、今後の具体的な対応を述べられたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第一一九号

平成十四年七月十九日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 総理 民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出成育医療センターの看護師配置状況等の改善に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川田悦子君提出成育医療センターカーの看護師配置状況等の改善に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

(一)について
國立成育医療センター(以下「センター」という。)における看護師、准看護師及び助産師(以

下「看護師等」というの配置については、国家公務員全体の定員の削減が求められている中で、センターの役割である母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患等に関する医療等の提供を適切に行うため、患者の重症度、治療の特殊性等を考慮して必要数の看護師等を配置しているところである。また、センターの小児病棟における看護師等の配置については、すべての病棟で旧国立小児病院と同様の三人以上の夜勤体制とし、特に集中治療管理室、新生児集中治療管理室等の病床を有する病棟では四人以上の夜勤体制としているところであり、旧国立小児病院と比べて人員配置が後退しているとの御指摘は当たらないものと考えている。

センターを含む国立高度専門医療センターにおける看護師等の配置については、各国立高度専門医療センターの機能に応じた高度先駆的医療等の提供を適切に行える体制となるよう、引き続き必要な人員の確保に努めてまいりたい。

また、看護師等以外の医療従事者の配置についても、具体的な増員計画を示すことは困難であ

るもの、各国立高度専門医療センターにおいて提供される医療、患者の状況等に応じ、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

(二)について

国立病院及び国立療養所(以下「国立病院等」という。)における看護師等の増員については、国家公務員全体の定員の削減が求められている中で、国の医療政策として国立病院等が担うべき医療等の提供を適切に行えるよう、必要な人員の確保に努めてきたところであり、具体的な増員計画を示すことは困難であるものの、今後

とも病院の移譲、統合等の再編成に伴い生じた定員を再配置すること等により、看護体制の強化を図ってまいりたい。

なお、平成五年度から平成十四年度までの十年間に国立病院等全体で千九百六十人の看護師等の増員を図った結果、平成十一年度以降は御指摘の「複数・月八日以内の夜勤」がおおむね達成されており、平成十三年十月に実施した調査においても、国立病院等全体で看護師等一人当たりの平均夜勤回数は七・九回であり、ほとんどの病棟において一人以上の夜勤体制が確保されている。

(三)について

センターにおいては診療録等をコンピュータにより一元的に管理しているが、外部からのハッカやコンピュータウイルスの侵入の防止等を図るためにシスティムを導入しているところであり、十分な安全確保対策を講じているものと想定している。

(四)について

センターの非常勤職員を含む非常勤職員の給与、休暇等の処遇については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)等において、常勤職員の処遇との均衡等も考慮しつつ、常勤職員と異なる取扱いとすることが定められているところであり、著しく差別的な処遇であるとの御指摘は当たらないものと考えている。

センターの非常勤職員の処遇については、新たな定員の確保、欠員の状況等に応じて、勤務

成績、経験年数等を総合的に勘案した上で常勤職員への任用を行う等により、適切に対処してまいりたい。

「看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約」において、看護職員は労働時間に関して他の労働者と同等又はそれ以上の条件を享受する旨規定していることと、我が国において、各事業場の労働者に一齊に付与すべき休憩時間に關して病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業の適用除外規定を設けていることとの関係等について、整合性が確保されているかどうか明らかではないため、現時点では同条約を批准することは考えていない。

平成十四年七月十一日提出
質問第一三〇号

厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する再質問主意書
提出者 加藤 公一

平成十四年六月二十八日に厚生労働省職業安定局総務課総括係長が衆議院第一議員会館第七〇七号加藤公一議員室に持参した「医局による医師の派遣」についてと題する文書につき再度質問する。

厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する再質問主意書
提出者 加藤 公一

平成十四年六月二十八日に厚生労働省職業安定局総務課総括係長が衆議院第一議員会館第七〇七号加藤公一議員室に持参した「医局による医師の派遣」についてと題する文書につき再度質問する。

一本文書は、厚生労働大臣の決裁事項にかかる公文書か。もし違つとすれば、誰の決裁事項にかかるものか。法令上の根拠とともに明らかにされたい。

一本文書は、厚生労働大臣の決裁事項にかかる公文書か。もし違つとすれば、誰の決裁事項にかかるものか。法令上の根拠とともに明らかにされたい。

一本文書は、厚生労働大臣は、厚生労働大臣か。もし命じたとすれば、誰に對してか。右質問する。

(七)について

国際労働機関(ILO)において採択された条約については、それぞれの条約の目的、内容、我が国にとっての意義等を十分検討した上で、批准することが適當と考えられるものについて批准することとしている。

センターの非常勤職員の処遇については、新たな定員の確保、欠員の状況等に応じて、勤務

内閣衆質一五四第一三〇号

平成十四年七月十九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する再質問主意書

一 答弁書に「一件の実態調査を実施し」とあるが、調査の対象となつたのは、どこの医局か。

二 調査を行つたのは厚生労働省職員のうちの誰か。

三 調査の方法、内容、所要時間を明らかにされたい。

四 調査の結果、どのような事実関係が明らかになつたのか。

五 「今後更に複数件の実態調査を実施し」とあるが、我が国に存在する医局のうち何パーセント程度を調査する予定か。

六 「実力的支配関係」

七 「実力」

八 「供給」

九 「提供に関する」

十 質問する。

十一 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

十二 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

十三 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

十四 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

十五 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

十六 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

十七 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

十八 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

十九 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十一 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十二 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十三 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十四 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十五 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十六 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十七 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十八 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

二十九 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

三十 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

三十一 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

三十二 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

三十三 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

三十四 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

三十五 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

三十六 本調査は、いわゆる「医局からの医師の派遣」の実態について、病院の医師等から聴取したものであり、その所要時間は、おおむね二時間である。

平成十四年七月十一日提出
質問 第一三一一号
医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する再質問主意書

提出者 加藤 公一

本文書の作成及び加藤公一衆議院議員の議員会館内事務所への持参は、あらかじめ厚生労働省の大蔵の了解を得て行つたものである。

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

内閣衆質一五四第一三一號
衆議院議員加藤公一君提出医局からの医師の派遣に関する厚生労働省の統一見解に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

の意味である。

七について

「実力」とは、「実際に持っている力」の意味である。

八について

「供給」とは、「要求や必要に応じてあてがうこと」の意味である。

九について

「提供に関する」とは、「差し出して相手の用に供することに関する」の意味である。

平成十四年七月十二日提出

質問 第一三三号
タケノコ医者の派遣に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

タケノコ医者の派遣に関する質問主意書

小泉内閣メールマガジン第二号の「私がタケノコ医者であったころ(坂口厚生労働大臣)」と題する記事の中に以下の記述がある。

「私が大学院の在学中で、衛生学を学びながら一方で小児科臨床を一年半ばかり研鑽したある日、上司の助教授に呼ばれた。

「宮川村は三重県の一の短命村、その調査に一年ばかり行ってはどうか。行ってはどうか、は行ってきたまえの命令に等しい。

「宮川村は三重県の一の短命村、その調査に一年ばかり行ってはどうか。行ってはどうか、は行ってきたまえの命令に等しい。

調査とは名ばかり、宮川村の一番奥に旧大杉谷地区があり、約千名の人口に一カ所の診療所があった。その診療を行ながら、短命の調査研究をやれというのだ。」

ここにある坂口厚生労働大臣の派遣は、職業安定法第四条第六項の「労働者供給」に該当するか。

右質問する。

内閣衆質一五四第一三三号
平成十四年七月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 締實 民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出タケノコ医者の派遣に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員加藤公一君提出タケノコ医者の派遣に関する質問に対する答弁書

個々の事例が職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第六項の「労働者供給」に該当するか否かについては、個別具体的な事実関係に則して、総合的に判断する必要がある。

御指摘の記事等によれば、坂口医師は、上司の助教授から「宮川村は三重県の一の短命村、その調査に一年ばかり行ってはどうか。」と打診され、当時の医学の世界ではその打診は「行ってきたまえ」の命令に等しい。」と感じ、宮川村立の診療所で勤務していた等とのことである。このような上司と部下の医師との関係については、同項の「労働者供給」の要件である支配従属関係が存在していない可能性があり得るが、具体的に同項の「労働者供給」に該当するか否かの判断をするに当たっては、個別具体的な事実関係等に則した総合的な判断が必要であるため、御指摘の事案が同項の「労働者供給」に該当するか否かをお答えすることは困難である。

平成十四年七月十二日提出

質問 第一三四号
金融検査に関する質問主意書

提出者 海江田万里

金融検査に関する質問主意書

昨今の金融問題をめぐるトラブルは、バブル期の金融機関の過剰な融資の結果生じたものであると考えられるが、こうしたトラブルを解決するためには、なぜ金融機関が過剰な融資を行ったのかを検証する必要があると思慮する。

そこで、次の事項について、質問する。

一 業務改善命令について

一九八五年以降、監督官庁が金融機関に対して発令した全ての業務改善命令について、以下

の事項を明らかにして欲しい。

① 業務改善命令を発令した時期

② 業務改善命令を発令した金融機関名

③ 業務改善命令の内容

④ 業務改善命令を発令する端緒となつた事項は何か(金融検査、内部告発、第三者告発など)

二 金融検査について

① 一九八五年から現在までの大手主要銀行に対する金融検査の日時とその期間、及び金融検査に投入した人員数。

② 一九九六年七月に、あさひ銀行から五輪建設の不動産購入に関する融資を受けた一八名が、大蔵省はこの申し立てに基づき、同年八月にあさひ銀行に金融検査を行っている。こ

れが、大蔵省はこの申し立てに基づき、同年八月に販売した「フリーローン」が最初とのこの回答によると、住友銀行が一九七九年二月に販売した「フリーローン」が最初とのこ

とだが、この販売開始にあたって、大蔵省

は住友銀行との間でヒアリングを行つてい

るか。

ii 大蔵省は住友銀行に対して、「フリーローン」の販売に関して、販売の条件等について何らかの規制を行つたか。行つたとしたら、その内容を教えて欲しい。

iii もし大蔵省が、事前に住友銀行から何の報告も受けていないとすれば、大蔵省が住友銀行の「フリーローン」販売を知ったのはいつか。知ったきっかけは何か。大蔵省はそれを知って、住友銀行に対してヒアリン

の貸し付けが無担保だったことを知ったのは、いつの金融検査だったのか。その際、大蔵省は、あさひ銀行に対してどのような改善措置を指摘したのか。何も指摘していないとすれば、それは何故か。

三 銀行内規について

① 大手主要銀行は一九八五年から今日まで、どのような内規を作成しているか。

② 内規について、金融機関は、作成(改正)の

つど、監督官庁に届け出をしているものか。

③ 金融検査等で内規違反の行為があつたこと

を監督官庁が発見した場合、監督官庁は当該

金融機関に対して指導を行つているか。

四 大型フリーローンについて

i いわゆる資金使途自由な大型フリーローンについて、一九九九年一二月に衆議院が

行った予備的調査に対する各金融機関から

の回答によると、住友銀行が一九七九年二月に販売した「フリーローン」が最初とのこ

とだが、この販売開始にあたって、大蔵省

は住友銀行との間でヒアリングを行つてい

るか。

ii 大蔵省は住友銀行に対して、「フリーローン」の販売に関して、販売の条件等について何らかの規制を行つたか。行つたと

したら、その内容を教えて欲しい。

iii もし大蔵省が、事前に住友銀行から何の

官 報 (号 外)

別表第一

平成十四年七月二十三日

衆議院会議録第四十九号

議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
都市銀行	平成 9年 7月 30日	株式会社第一勵業銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 7月 31日	株式会社さくら銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 7月 31日	株式会社富士銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 7月 31日	株式会社第一勵業銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 7月 31日	株式会社東京三菱銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 7月 31日	株式会社あさひ銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 7月 31日	株式会社住友銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 7月 31日	株式会社三和銀行	内部管理体制強化等
	平成 14年 6月 19日	株式会社みずほ銀行	システム統合に伴うトラブルの改善・対応策及び責任の明確化のための措置の確実な実行等
	平成 14年 6月 19日	株式会社みずほコーポレート銀行	システム統合に伴うトラブルの改善・対応策及び責任の明確化のための措置の確実な実行等
長期信用銀行	平成 10年 7月 31日	株式会社日本長期信用銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 7月 31日	株式会社日本興業銀行	内部管理体制強化等
	平成 10年 10月 23日	株式会社日本長期信用銀行	資産劣化防止等
	平成 10年 12月 13日	株式会社日本債券信用銀行	資産劣化防止等
	平成 13年 10月 4日	株式会社新生銀行	中小企業向け貸出しの計画達成に向けた態勢の確立等
外国銀行	平成 11年 7月 29日	クレディ・スイス信託銀行株式会社	内部管理体制強化等
	平成 11年 7月 29日	クレディ・スイス・ファースト・ボストン銀行東京支店	内部管理体制強化等
	平成 13年 4月 13日	カナダ・コマース銀行東京支店	内部管理体制強化等
	平成 13年 8月 9日	シティバンク・エヌ・エイ在日支店	内部管理体制強化等
地方銀行	平成 10年 3月 9日	株式会社北國銀行	内部管理体制強化等
	平成 11年 2月 19日	株式会社親和銀行	内部管理体制強化等
	平成 13年 3月 29日	株式会社北海道銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社東北銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社荘内銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社武蔵野銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社関東銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社清水銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
第二地方銀行	平成 9年 10月 31日	株式会社京都共栄銀行	資産劣化防止等
	平成 9年 11月 26日	株式会社徳陽シティ銀行	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 11日	株式会社国民銀行	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 28日	株式会社東京相和銀行	内部管理体制強化等
	平成 11年 5月 14日	株式会社幸福銀行	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかの選択及び実施
	平成 11年 5月 21日	株式会社幸福銀行	資産劣化防止等

官 報 (号 外)

平成十四年七月二十三日 衆議院会議録第四十九号 議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
第二地方銀行	平成 11年 5月 31日	株式会社東京相和銀行	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 6月 11日	株式会社新潟中央銀行	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 6月 11日	株式会社東京相和銀行	資産劣化防止等
	平成 11年 6月 17日	株式会社なみはや銀行	内部管理体制強化等
	平成 11年 6月 28日	株式会社なみはや銀行	連結自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 8月 6日	株式会社なみはや銀行	資産劣化防止等
	平成 11年 10月 1日	株式会社新潟中央銀行	資産劣化防止等
	平成 12年 3月 17日	株式会社石川銀行	内部管理体制強化等
	平成 13年 3月 29日	株式会社札幌銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社仙台銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社北日本銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社大東銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社茨城銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社つくば銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社栃木銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社名古屋銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社中京銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社中部銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社石川銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社福井銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社豊和銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社南日本銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社福岡中央銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	株式会社長崎銀行	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 6月 27日	株式会社石川銀行	内部管理体制強化等
	平成 13年 12月 28日	株式会社石川銀行	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 28日	株式会社中部銀行	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 14年 3月 5日	株式会社中部銀行	内部管理体制強化等
	平成 14年 3月 8日	株式会社中部銀行	資産劣化防止等
信用金庫	平成 10年 12月 10日	神田信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 4月 21日	不動信用金庫	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 23日	玉野信用金庫	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 23日	神田信用金庫	資産劣化防止等
	平成 11年 6月 4日	龍ヶ崎信用金庫	資産劣化防止等
	平成 11年 10月 19日	南京都信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等

官 告 (号 外)

平成十四年七月二十三日

衆議院会議録第四十九号

議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
信用金庫	平成 11年 11月 4日	日南信用金庫	内部管理体制強化等
	平成 11年 11月 12日	小川信用金庫	資産劣化防止等
	平成 11年 11月 18日	日南信用金庫	資産劣化防止等
	平成 11年 12月 10日	松沢信用金庫	資産劣化防止等
	平成 12年 1月 14日	京都みやこ信用金庫	資産劣化防止等
	平成 12年 1月 14日	南京都信用金庫	資産劣化防止等
	平成 12年 1月 28日	西相信用金庫	資産劣化防止等
	平成 12年 3月 9日	中津信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 3月 9日	船橋信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 3月 31日	岡山市民信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 3月 31日	佐賀関信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 4月 14日	岡山市民信用金庫	資産劣化防止等
	平成 12年 4月 21日	わかば信用金庫	資産劣化防止等
	平成 12年 5月 16日	沖縄信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 5月 29日	関西西宮信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 3月 15日	宇都宮信用金庫	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 3月 29日	富良野信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	帯広信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	あおもり信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	東奥信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	八戸信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	羽後信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	秋田ふれあい信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	山形信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	米沢信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	盛岡信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	一関信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	二戸信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	仙台信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	白河信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	須賀川信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	あぶくま信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	水戸信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	埼玉県信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	川口信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等

官 報 (号 外)

平成十四年七月二十三日

衆議院会議録第四十九号 議長の報告

一六

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
信用金庫	平成 13年 3月 29日	青木信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	飯能信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	千葉信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	跳子信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	船橋信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	木更津信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	成田信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	横浜信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	川崎信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	中南信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	興産信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	同栄信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	東京東信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	小岩信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	平成信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	西武信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	昭和信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	東京信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	日興信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	蘿野川信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	太陽信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	巣鴨信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	太平信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	福井信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	静清信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	三島信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	富士宮信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	島田信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	焼津信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	掛川信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	遠州信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	東濃信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	一宮信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	瀬戸信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	豊川信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等

官 報 (号 外)

平成十四年七月二十三日
衆議院会議録第四十九号
議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
信用金庫	平成 13年 3月 29日	豊田信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	北伊勢信用金庫	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 10月 19日	宇都宮信用金庫	資産劣化防止等
	平成 13年 10月 19日	大阪第一信用金庫	資産劣化防止等
	平成 13年 10月 26日	沖縄信用金庫	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 16日	中津信用金庫	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 16日	佐賀関信用金庫	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 16日	臼杵信用金庫	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 22日	関西西宮信用金庫	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 28日	長島信用金庫	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 28日	佐伯信用金庫	資産劣化防止等
	平成 14年 1月 18日	神栄信用金庫	資産劣化防止等
	平成 14年 1月 25日	船橋信用金庫	資産劣化防止等
	平成 14年 1月 25日	相互信用金庫	資産劣化防止等
	平成 14年 3月 1日	石岡信用金庫	資産劣化防止等
信用組合	平成 9年 4月 1日	土岐信用組合	資産劣化防止等
	平成 9年 4月 3日	東海信用組合	資産劣化防止等
	平成 9年 5月 14日	田辺信用組合	資産劣化防止等
	平成 9年 9月 25日	信用組合三重商銀	法令違反の早期解消
	平成 9年 12月 25日	埼玉商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 9年 12月 25日	信用組合山口商銀	資産劣化防止等
	平成 10年 1月 26日	豊信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 1月 26日	豊栄信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 1月 29日	東興信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 3月 6日	通信信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 3月 6日	西南信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 3月 6日	品川信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 3月 20日	和歌山県商工信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 4月 13日	長岡信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 4月 28日	信用組合福岡商銀	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 8日	奈良県信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 8日	湘南信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 8日	神奈川商工信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 8日	島根商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 8日	相模原信用組合	資産劣化防止等

官 報 (号外)

平成十四年七月二十三日 衆議院会議録第四十九号 議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
信用組合	平成 10年 5月 13日	中国信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	太平信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	大和信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	日本貯蓄信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	河内信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	大阪東和信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	興和信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	福寿信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	豊和信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 13日	信用組合大阪弘容	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 15日	信用組合山口商銀	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 22日	西武信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 22日	六甲信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 5月 29日	北海商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 6月 9日	紀北信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 10年 6月 10日	信用組合大阪商銀	資産劣化防止等
	平成 10年 6月 12日	高島信用組合	資産劣化防止等
	平成 10年 6月 29日	岩手信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 10年 7月 8日	朝銀山口信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 10年 7月 15日	日本信販信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 10年 7月 15日	総武信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 10年 7月 15日	平和信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 10年 7月 15日	台東信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 3月 18日	紀北信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 3月 23日	東京東和信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 4月 16日	総武信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 16日	台東信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 16日	東京東和信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 16日	共同信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 16日	千歳信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 4月 28日	信用組合高知商銀	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 14日	三重県信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 14日	朝銀青森信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 14日	朝銀宮城信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 14日	朝銀愛知信用組合	資産劣化防止等

官 報 (号 外)

平成十四年七月二十三日

衆議院会議録第四十九号

議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
信用組合	平成 11年 5月 14日	朝銀福井信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 14日	朝銀島根信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 14日	朝銀広島信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 14日	朝銀山口信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 14日	朝銀長崎信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 17日	朝銀長野信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 18日	朝銀新潟信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 21日	朝銀東京信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 21日	朝銀千葉信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 21日	平和信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 21日	日本信販信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 5月 21日	足立綜合信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 6月 11日	小樽商工信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 6月 14日	せいか信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 6月 18日	東京都教育信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 9月 7日	永代信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 10月 4日	網走信用組合	経営の健全性を確保するための改善計画書提出等
	平成 11年 10月 8日	富山商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 10月 20日	焼信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 10月 22日	東京中央信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 10月 29日	北兵庫信用組合	資産劣化防止等
	平成 11年 11月 22日	東京信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 11年 12月 24日	振興信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 1月 21日	第三信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 1月 26日	振興信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 1月 28日	永代信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 2月 8日	池袋信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 2月 10日	岩手信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 2月 10日	長崎第一信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 2月 24日	東京富士信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 3月 6日	東京食品信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 3月 9日	神奈川県青果信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 3月 14日	大栄信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 3月 22日	上田商工信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 3月 30日	旭川商工信用組合	自己資本比率の向上策の策定等

官 報 (号 外)

平成十四年七月二十三日 衆議院会議録第四十九号 議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
信用組合	平成 12年 3月 30日	石川商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 5月 12日	四国貯蓄信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 5月 19日	信用組合三重商銀	資産劣化防止等
	平成 12年 6月 29日	信用組合京都商銀	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 5月 29日	宮城県中央信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 5月 29日	新潟商銀信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 12年 8月 25日	新潟商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 10月 6日	不動信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 12月 1日	道央信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 12月 8日	瑞浪商工信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 12月 15日	輪島信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 12月 16日	信用組合関西興銀	資産劣化防止等
	平成 12年 12月 16日	東京商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 12年 12月 29日	朝銀近畿信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 1月 30日	だいしん信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 2月 6日	朝銀関東信用組合	法令等遵守態勢を抜本的に強化
	平成 13年 2月 16日	茨城商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 3月 13日	宿毛商銀信用組合	法令等遵守態勢を抜本的に強化
	平成 13年 3月 16日	神奈川県青果信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 3月 29日	函館商工信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	古川信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	茨城県信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	かみつけ信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	東群馬信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	君津信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	全東栄信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	永代信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	大東京信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	第一勵業信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	新潟県信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	協栄信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	やまなみ信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 3月 29日	岐阜商工信用組合	口座振替に係る業務推進について業務の改善等
	平成 13年 4月 6日	だいしん信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 4月 6日	加賀信用組合	資産劣化防止等

官 報 (号 外)

平成十四年七月二十三日 衆議院会議録第四十九号 議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
信用組合	平成 13年 4月 20日	信用組合京都商銀	資産劣化防止等
	平成 13年 5月 11日	千葉県商工信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 5月 25日	春江信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 5月 31日	東京食品信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	第三信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	曉信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	永代信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	小川信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	都民信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	網走信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	中津川信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	常滑信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	島原信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	栃木県中央信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	大日光信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 5月 31日	三栄信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 6月 8日	東京中央信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 6月 8日	せいか信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 6月 15日	東京信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 6月 22日	旭川商工信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 7月 6日	小樽商工信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 7月 16日	朝銀関東信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 8月 24日	朝銀関東信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 9月 27日	朝銀近畿信用組合	役職員の法令・諸規則の遵守体制の徹底
	平成 13年 10月 4日	千葉商銀信用組合	自己資本比率の向上策の策定等
	平成 13年 10月 19日	常滑信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 2日	大栄信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 2日	東京富士信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 2日	中津川信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 9日	網走信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 9日	宮城県中央信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 9日	岩手信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 16日	大日光信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 16日	馬頭信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 22日	三栄信用組合	資産劣化防止等

官 報 (号 外)

平成十四年七月二十三日 衆議院会議録第四十九号 議長の報告

業態名	発出年月日	金融機関名	業務改善命令の内容
信用組合	平成 13年 11月 30日	秋田県中央信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 30日	東京食品信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 30日	第三信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 11月 30日	松島炭鉱信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 7日	栃木県中央信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 7日	小川信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 7日	黒磯信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 7日	岡山県信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 21日	池袋信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 21日	都民信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 21日	厚木信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 21日	島原信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 28日	上田商工信用組合	資産劣化防止等
	平成 13年 12月 28日	両筑信用組合	資産劣化防止等
	平成 14年 1月 12日	永代信用組合	資産劣化防止等
	平成 14年 1月 18日	千葉商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 14年 1月 25日	石川たばこ信用組合	資産劣化防止等
	平成 14年 2月 15日	紀南信用組合	資産劣化防止等
	平成 14年 3月 1日	大分商銀信用組合	資産劣化防止等
	平成 14年 3月 15日	曉信用組合	資産劣化防止等

官 報 (号 外)

別表第二

検査の種類	金融機関等名	立入検査開始日	立入検査 日数(日)	人員数(人)
通常検査	株式会社あさひ銀行	平成 4年 10月 14日	39	13
	株式会社日本興業銀行	平成 4年 10月 14日	33	13
	株式会社東京銀行	平成 5年 1月 13日	28	14
	株式会社三井銀行	平成 5年 4月 12日	31	10
	株式会社日本債券信用銀行	平成 5年 8月 17日	28	13
	三井信託銀行株式会社	平成 5年 10月 18日	26	15
	株式会社住友銀行	平成 6年 1月 10日	36	15
	日本信託銀行株式会社	平成 6年 4月 13日	22	10
	株式会社大和銀行	平成 6年 4月 14日	29	12
	中央信託銀行株式会社	平成 6年 6月 2日	22	11
	株式会社北海道拓殖銀行	平成 6年 8月 18日	26	15
	株式会社第一勵業銀行	平成 6年 10月 11日	38	15
	三菱信託銀行株式会社	平成 6年 10月 17日	31	12
	株式会社富士銀行	平成 7年 1月 9日	37	16
	株式会社三井銀行	平成 7年 2月 27日	20	5
	安田信託銀行株式会社	平成 7年 4月 17日	30	14
	東洋信託銀行株式会社	平成 7年 4月 17日	26	12
	株式会社三和銀行	平成 7年 8月 21日	40	15
	株式会社大和銀行	平成 7年 10月 5日	20	5
	株式会社東海銀行	平成 7年 10月 19日	38	16
	株式会社さくら銀行	平成 8年 1月 9日	42	14
	住友信託銀行株式会社	平成 8年 1月 11日	26	11
	株式会社日本長期信用銀行	平成 8年 4月 17日	35	13
	株式会社あさひ銀行	平成 8年 8月 20日	34	12
	株式会社日本興業銀行	平成 8年 10月 17日	36	13
	三井信託銀行株式会社	平成 9年 1月 9日	31	12
	中央信託銀行株式会社	平成 9年 2月 25日	22	10
	株式会社住友銀行	平成 9年 4月 16日	42	12
	株式会社日本債券信用銀行	平成 9年 4月 16日	42	14
	株式会社東京三井銀行	平成 9年 8月 18日	32	18
	日本信託銀行株式会社	平成 9年 8月 18日	25	6
	株式会社北海道拓殖銀行	平成 9年 10月 14日	31	18
	安田信託銀行株式会社	平成 9年 10月 20日	36	11
	三菱信託銀行株式会社	平成 10年 2月 12日	35	15
	株式会社大和銀行	平成 10年 2月 24日	31	14
	株式会社日本長期信用銀行	平成 10年 7月 13日	50	14
	株式会社北海道拓殖銀行	平成 10年 7月 22日	20	10
	株式会社第一勵業銀行	平成 10年 7月 24日	24	12
	株式会社富士銀行	平成 10年 7月 24日	24	12
	株式会社日本興業銀行	平成 10年 7月 24日	20	10
	株式会社日本債券信用銀行	平成 10年 7月 24日	32	11
	安田信託銀行株式会社	平成 10年 7月 24日	24	11
	東洋信託銀行株式会社	平成 10年 7月 24日	21	10
	中央信託銀行株式会社	平成 10年 7月 24日	15	10
	住友信託銀行株式会社	平成 10年 7月 24日	22	10
	株式会社さくら銀行	平成 10年 9月 21日	26	22
	株式会社東京三井銀行	平成 10年 9月 21日	25	25
	株式会社あさひ銀行	平成 10年 9月 21日	24	19
	株式会社三和銀行	平成 10年 9月 21日	25	20
	株式会社東海銀行	平成 10年 9月 21日	25	18
	株式会社住友銀行	平成 12年 1月 21日	46	20
	三菱信託銀行株式会社	平成 12年 4月 18日	40	22
	株式会社大和銀行	平成 12年 4月 19日	33	20
	株式会社東京三井銀行	平成 12年 8月 31日	49	30
	日本信託銀行株式会社	平成 12年 8月 31日	29	11
	中央三井信託銀行株式会社	平成 12年 12月 5日	39	24
	株式会社あさひ銀行	平成 12年 12月 7日	50	30
	株式会社第一勵業銀行	平成 13年 3月 26日	52	25
	株式会社富士銀行	平成 13年 3月 26日	52	26

平成十四年七月二十二日

衆議院会議録第四十九号

議長の報告

検査の種類	金融機関等名	立入検査開始日	立入検査 日数(日)	人員数(人)
通常検査	株式会社日本興業銀行	平成 13年 3月 26日	51	16
	安田信託銀行株式会社	平成 13年 3月 26日	52	12
	株式会社新生銀行	平成 14年 9月 13日	39	11
	株式会社三和銀行	平成 13年 8月 31日	49	32
	株式会社東海銀行	平成 13年 9月 4日	48	23
	東洋信託銀行株式会社	平成 13年 9月 4日	36	13
	住友信託銀行株式会社	平成 13年 11月 21日	39	17
	株式会社三井住友銀行	平成 13年 12月 11日	59	40
	株式会社大和銀行	平成 13年 12月 11日	40	18
	株式会社東京三菱銀行	平成 14年 1月 22日	38	25
	中央三井信託銀行株式会社	平成 14年 2月 26日	33	14
	株式会社あさひ銀行	平成 14年 4月 18日	35	18
	株式会社あおぞら銀行	平成 14年 4月 18日	33	11
	三菱信託銀行株式会社	平成 14年 4月 18日	32	12
コンピューター 2000年問題検査	株式会社住友銀行	平成 10年 10月 15日	4	7
	三井信託銀行株式会社	平成 10年 10月 15日	4	6
	三菱信託銀行株式会社	平成 10年 11月 2日	6	8
	株式会社第一勵業銀行	平成 10年 11月 10日	4	5
	日本信託銀行株式会社	平成 10年 11月 10日	4	5
	住友信託銀行株式会社	平成 10年 11月 24日	4	6
	株式会社日本興業銀行	平成 10年 11月 24日	4	6
	東洋信託銀行株式会社	平成 10年 12月 1日	4	5
	株式会社東京三菱銀行	平成 10年 12月 15日	4	5
	株式会社あさひ銀行	平成 10年 12月 15日	4	5
	株式会社さくら銀行	平成 11年 1月 19日	4	5
	株式会社三和銀行	平成 11年 1月 19日	4	5
	株式会社富士銀行	平成 11年 1月 26日	5	5
	株式会社東海銀行	平成 11年 1月 26日	4	5
	安田信託銀行株式会社	平成 11年 2月 16日	4	5
	株式会社大和銀行	平成 11年 3月 1日	5	5
	中央信託銀行株式会社	平成 11年 3月 2日	4	5
	株式会社富士銀行	平成 11年 9月 8日	4	9
	株式会社東京三菱銀行	平成 11年 9月 29日	4	7
	株式会社あさひ銀行	平成 11年 9月 30日	4	7
マーケット・リスク 算出内部モデル検査	三菱信託銀行株式会社	平成 11年 10月 25日	5	6
	株式会社日本興業銀行	平成 11年 10月 26日	5	6
	中央信託銀行株式会社	平成 11年 11月 4日	5	7
	株式会社住友銀行	平成 11年 2月 15日	8	6
	株式会社東京三菱銀行	平成 11年 3月 16日	7	7
	株式会社日本興業銀行	平成 11年 4月 9日	5	5
	株式会社富士銀行	平成 11年 5月 11日	6	9
	株式会社東海銀行	平成 11年 6月 3日	7	9
	株式会社第一勵業銀行	平成 11年 8月 30日	7	7
	株式会社三和銀行	平成 11年 9月 28日	7	7
フォローアップ検査	東洋信託銀行株式会社	平成 11年 10月 26日	7	7
	中央三井信託銀行株式会社	平成 13年 9月 5日	8	6
	株式会社あさひ銀行	平成 13年 9月 5日	5	6
	株式会社東京三菱銀行	平成 13年 9月 5日	6	6
	三菱信託銀行株式会社	平成 13年 9月 5日	5	6
	日本信託銀行株式会社	平成 13年 9月 5日	5	6
	株式会社大和銀行	平成 13年 9月 13日	6	6
	株式会社第一勵業銀行	平成 13年 9月 14日	6	6
	株式会社富士銀行	平成 13年 9月 14日	6	6
	株式会社日本興業銀行	平成 13年 9月 14日	6	6
	安田信託銀行株式会社	平成 13年 9月 17日	5	6
	株式会社UFJ銀行	平成 14年 3月 19日	6	7
システム検査	UFJ信託銀行株式会社	平成 14年 3月 19日	5	7
	株式会社みずほ銀行	平成 14年 5月 13日	21	5

(答弁通知書受領)

一、去る十九日、内閣から、衆議院議員伊藤英成君提出「新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)」の名称に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、「これに日時を要するため、平成十四年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年五月三十一日

提出者	相沢 英之	大原 一三
金子 一義	七条 明	
石井 啓一	小池百合子	
賛成者	伊藤 達也	二十二名

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律
右の議案を提出する。
平成十四年五月三十一日

間かつ大量の処分」を「伴う銀行等によるその保有する株式の処分及びこれに伴う当該銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われる」と、「株式の処分」を「株式の処分等」に改める。

第十九条第一項第一号中「平成十八年十月一日」を「平成十九年四月一日」に改める。

第三十四条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

第三十八条の二第一項の規定による株式の処分

買取り並びに当該買い取った株式の管理及び

第三十八条の見出しを「会員からの株式の買取り等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(銀行等以外の会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 機構は、特別株式買取りを行つた場合において、当該特別株式買取りの申込みをした会員からその申込みと同時に当該会員が

発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合においては、当該一の株式会社が発行する株式を含む。以下この項において同じ。)の購入の請求があつたときは、当該会員が発行する株式を、当該特別株式買取りに係る株式を発行する銀行等

以外の会社(当該会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるものに限る。以下「発行会社」という。)から買取ることができる。

第五条中「伴い、銀行等の保有する株式の短期

別株式買取りを行つた日から六月以内において、発行会社から機構に対して買取りの申込みがあった場合に行うことができるものとする。

3 第一項の規定による株式の買取りの価額は、同項の規定による購入の請求をした会員が当該請求と同時に行つた特別株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の二分の一の範囲内でなければならぬ。

4 前条第三項及び第四項前段の規定は、第一項の規定による株式の買取りについて準用する。

第四十一条中「会員から」を「会員又は発行会社から」に改める。

第四十三条第一項に後段として次のように加え

る。

手数料を業務規程の定める納期限までに納付しない発行会社についても、同様とする。

第四十八条第一項第二号イ中「特別株式買取り」の下に「(第三十八条の二)第一項の規定による株式の買取りを含む。」及び次条第一項において同じ。」を加える。

第六十七条第五号中「平成十八年十月一日」を「平成十九年四月一日」に改める。

第六十七条第五号中「第三十八条第四項」の下に「(第三十八条の二)第四項において準用する場合を含む。」を加える。

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律の目的に、銀行等による株式の処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消するものである。

2 銀行等保有株式取得機構は、特別株式買取りを行つた場合において、当該特別株式買取りの申込みをした会員からその申込みと同時

銀行等による株式の処分の円滑を図り、あわせて当該株式の処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消するものである場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分が銀行等以外の会社から株式を買取ることができる」ととする必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(相沢英之君外五名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現行の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の下において、銀行が放出する事業法人株については、銀行等が放出株式取得機関という受け皿があるのに対し、事業法人が放出する銀行株については、受け皿が存在しない状態となっていることから、株式持

ち合い解消の動きにも対応できるようにするため、銀行等保有株式取得機関が事業法人の保有する銀行株も買取れるようにするもので、そ

の主な内容は次のとおりである。

1 この法律の目的に、銀行等による株式の処分が銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消する場合における、当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図ることを加えることとする。

平成十四年七月二十三日 衆議院会議録第四十九号 食品衛生法の一部を改正する法律案

に当該会員が発行する株式の購入の請求が

あつたときは、当該会員が発行する株式を、一定の範囲内で、当該特別株式買取に係る

株式を発行する会社から買い取ることができ

。その他所要の規定を整備することとする。

この法律は、公布の日から起算して二月を

施行することとする。

議案の可決理由

食品衛生法の一部を改正す

の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の二条を加える。

地域において採取され、製造され、加工され、

調理され 考しくて貯蔵され 又は特別の者は
より採取され、製造され、加工され、調理さ

れ、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物

第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲

ける食品又は添加物に該当するものか相応数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管

理の状況その他の厚生労働省令で定める事由があるとして二喝する食品には添付に該当する。

のが相当程度含まれるおそれがあると認められ

る場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し

て、当該特定の食品又は添加物に起因する食品

衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の

意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売¹⁾、又は販売の用に供するもの（採収）、

製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調

理することを告示をもつて禁止することができ
る。

一 第四条各号に掲げる食品又は添加物
二 第六条二項三一の食品

右の議案を提出する。

提出者

厚生労働委員長 森英介

四 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるとときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもつて解除するものとする。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相當数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売元し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを告示をもつて禁止することができる。

二　前条に規定する器具又は容器包装

二　次条第一項の規定により定められた規格に
合わない器具又は容器包装

厚生労働大臣は、前項の規定による処分をし
ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関
の長に協議しなければならない。

第四条の三第三項の規定は、第一項の規定に
よる処分が行われた場合について準用する。こ
の場合において、第四条の三第三項中「食品又
は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と
読み替えるものとする。

第二十二条中「又は第十二条の規定」を「若しく
は第十二条の規定に違反した場合又は第四条の三
第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁
止」に改める。

第二十三条中「規定に違反した場合」の下に
「第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項
の規定による禁止に違反した場合」を加える。

第二十九条第一項中「第四条」の下に「、第四条
の三」を加える。

第二十九条の一中「及び第二十一条から第二十一
四条までの各条」を「、第二十一条から第二十四条
までの規定及び前条」に改め、同条を第二十九条の二
の二の二とし、第二十九条の次に次の一条を加え
る。

第二十九条の二　厚生労働大臣及び都道府県知事
は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、
この法律又はこの法律に基づく処分に違反した
者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況
を明らかにするよう努めるものとする。

第三十条第一項中「二十万円」を「三百万元」に改

二　前条に規定する器具又は容器包装

二　次条第一項の規定により定められた規格に
合わない器具又は容器包装

厚生労働大臣は、前項の規定による処分をし
ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関
の長に協議しなければならない。

第四条の三第三項の規定は、第一項の規定に
よる処分が行われた場合について準用する。こ
の場合において、第四条の三第三項中「食品又
は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と
読み替えるものとする。

第二十二条中「又は第十二条の規定」を「若しく
は第十二条の規定に違反した場合又は第四条の三
第一項若しくは第九条の二第一項の規定による禁
止」に改める。

第二十三条中「規定に違反した場合」の下に
「第四条の三第一項若しくは第九条の二第一項
の規定による禁止に違反した場合」を加える。

第二十九条第一項中「第四条」の下に「、第四条
の三」を加える。

第二十九条の一中「及び第二十一条から第二十一
四条までの各条」を「、第二十一条から第二十四条
までの規定及び前条」に改め、同条を第二十九条の二
の二の二とし、第二十九条の次に次の一条を加え
る。

第二十九条の二　厚生労働大臣及び都道府県知事
は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、
この法律又はこの法律に基づく処分に違反した
者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況
を明らかにするよう努めるものとする。

第三十条第一項中「二十万円」を「三百万元」に改

第三十条の二第一項及び第三十条の二中「十万円」を「百万円」に改める。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十九条の二」を「第二十九条の二」に改め、同条中同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の三第一項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)又は第九条の二第一項(第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による禁止に違反した者

第三十一条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条の二中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理由

最近における食品衛生上の危害を発生させるおそれが高いと認められる食品等の販売や輸入の状況等にかんがみ、特定の国若しくは地域において製造等がなされ、又は特定の者により製造等がなされた食品等について、その販売、輸入等を禁止することができる」ととともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月十七日

衆議院議長 綿貫 民輔殿 参議院議長 井上 裕

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

a 「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰又は措置であつて自由の剥奪を伴うものをいう。

b 「判決」とは、刑を命ずる裁判所の決定又は命令をいう。

c 「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を命じた国をいう。

d 「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る国又は移送された国をいう。

e 刑が命ぜられたことの理由となつた作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成すること。

f 裁判国及び執行国が移送に同意していること。

第二条 一般原則

1 締約国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置を相互にとることを約束する。

2 一の締約国において刑を言い渡された者は、自己に命ぜられた刑に服するため、この条約に従い他の締約国に移送されることとができる。このため、当該者は、裁判国又は執行国に対し、この条約に従い移送されることについて自己の関心を表明することができる。

3 裁判国又は執行国のはれの國も移送について要請することができる。

3 いすれの国も、この条約への署名の時又はこの条約の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、歐州評議会事務局長にあてた宣言により、他の締約国との関係において第九条1 a及びbに規定するいすれかの手続の適用を除外する意思を有することを明示することができる。

4 いすれの国も、歐州評議会事務局長にあてた宣言により、当該国に関する限りにおいて、この条約の適用上、「国民」という語をいつでも定義することができる。

1 刑を言い渡された者については、次の条件が満たされる場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

a 当該者が執行国の国民であること。

b 判決が確定していること。

c 移送の要請があつた時に、当該者が刑に服りそのような要請に最もよく応ずることができることを考慮して、

1 裁判国は、刑を言い渡された者であつて、この条約の適用を受けることのできるすべてのもの

に対し、この条約の内容を通知する。

2 裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後で限り速やかに、執行国にその旨を通報する。

3 2の通報には、次の事項を含む。

a 刑を言い渡された者の氏名、生年月日及び出生地

b 当該者が執行国に住所を有する場合には、執行国における住所

c 刑の根拠となった事実

d 刑の性質、期間及び開始日

4 裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合には、当該執行国に要請により3に掲げる事項を執行国に通報する。

5 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に對し、1から4までの規定に従つてとったすべての措置及びいかの国が移送の要請について行つたすべての決定を書面により通知する。

第六条 極めて簡便な文書

1 執行国は、裁判国の要請があった場合には、裁判国に次の文書を提供する。

a 刑を言い渡された者が執行国の中民であることを示す文書又は説明書

b 裁判国において刑が命ぜられたことの理由となつた作為又は不作為が執行国の中民により犯罪を構成すること又は執行国の中域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す関係法令の写し

c 第九条に規定する通報の内容を記載した説明書

2 裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を明示するときを除くほか、執行国に次の文書を提供する。

a 判決及び判決の根拠となつた法令の認証書

本

b 既に刑に服した期間を明示する説明書(裁判の前の拘禁、刑の減免その他の刑の執行に関する事項についての情報に係るもの)を含む。

c 第三条1-dに規定する移送についての同意を記載した宣言

1 移送の要請及び回答は、書面により行う。

2 要請は、要請国の法務省が要請を受ける國の法務省あてに行う。回答は、要請の場合と同一の経路により通報される。

3 いずれの締約国も、歐州評議会事務局長にあてた宣言により、通報のための他の経路を利用することを明示することができる。

4 要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかを決定する前に、1又は2に掲げる文書又は説明書の提供を求めることができる。

第七条 同意及びその確認

1 裁判国は、第三条1-dの規定に従つて移送について同意する者が任意に、かつ、移送の法的効果について十分な知識をもつて、同意することを確保する。同意の付与に関する手続は、裁判国の中域においてとられた措置を合意した他の公務員を通じて確認する機会を与える。

2 裁判国は、執行国に対し、同意が1に定める条件に従つて行われたことを領事又は執行国との合意した他の公務員を通じて確認する機会を与えて處遇するため当該者を受け入れる用意のあるものは、歐州評議会事務局長にあてた宣言により、このような場合において従う手続について明示することができる。

第八条 裁判国に対する移送の効果

1 執行国の中域による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。

2 裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認められる場合には、当該刑をもはや執行することができない。

第九条 執行国に対する移送の効果

1 執行国の中域のある当局は、次のいかの裁判所の若しくは行政上の命令に従い、裁判国の中域の執行を継続すること。

a 次条に規定する条件下で、直接に又は裁判所の若しくは行政上の命令に従い、裁判国の中域の刑の執行を継続すること。

b 裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について執行国の中域が規定する制裁に代えるために、第十二条に規定する条件の下で、司法手続又は行政手続に従い裁判国の中域の執行を継続すること。

c 第十二条に規定する条件の下で、直接に又は裁判所の若しくは行政上の命令に従い、裁判国の中域の刑の執行を継続すること。

d 適当な場合には、刑を言い渡された者の医療又は社会生活に関する報告書並びに裁判国における当該者の処遇に関する情報及び執行国における移送後の処遇に関する意見に関する文書

3 裁判国又は執行国は、移送について要請する前又は移送に同意するかしないかを決定する前に、1又は2に掲げる文書又は説明書の提供を求めることがある。

4 手続に従うかについて裁判国に通報する。

3 手続に従うかについて裁判国に通報する。

3 手續に従うかについて裁判国に通報する。

律され、及び執行国のみがすべての適當な決定を行う権限を有する。

4 精神の状態を理由として犯罪を行つたことに對して刑事上の責任を有しないとされた者に対して他の締約国の中域においてとられた措置を実施するに当たり、自國の法令上1に定める手続をとることができない国であつて自國において處遇するため当該者を受け入れる用意のあるものは、歐州評議会事務局長にあてた宣言により、このような場合において従う手続について明示することができる。

第十条 刑の執行の継続

1 刑の執行を継続する場合には、執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。

2 もつとも、執行国は、刑の性質若しくは期間が自國の法令に適合しない場合又は自國の法令により、当該刑による制裁を同一の犯罪行為が要求する場合には、裁判所の又は行政上の命令により、当該刑による制裁を同一の犯罪行為について自國の法令が規定する刑罰又は措置に合わせることができる。刑罰又は措置は、その性質に關して、執行されるべき刑として命ぜられた刑罰又は措置にできる限り合致するものとする。刑罰又は措置は、その性質又は期間について、裁判国において命ぜられた制裁より重いものとしてはならず、かつ、執行国の中域に規定する最も重いものを超えてはならない。

第十一條 刑の転換

1 刑の転換を行つ場合には、執行国の中域に規定する手続を適用する。刑の転換を行つ場合には、1又は2に掲げる文書又は説明書の提供を求めることがある。

2 執行国は、要請がある場合には、刑を言い渡された者の移送の前に、1-a又はbのいずれの手續に従うかについて裁判国に通報する。

3 刑の執行については、執行国の中域により規

官報(号外)

書、承認書若しくは加入書の寄託の時に、この
条約を適用する領域を特定することができる。
2 いづれの国も、その後いつでも、歐州評議会
事務局長にあてた宣言により、その宣言において特定された他の領域についてこの条約の適用を拡大することができる。この条約は、当該他の領域については、同事務局長が当該宣言を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3 1及び2の規定に基づき行われたいかなる宣言も、その宣言において特定された領域について、歐州評議会事務局長にあてた通告により撤回することができる。撤回は、同事務局長が当該通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 第二十一条 時間的適用範囲
この条約は、その効力発生の日の前又は以後に命ぜられた刑の執行について適用する。

5 第二十二条 他の条約及び協定との関係
この条約は、刑事についての国際協力に関する他の条約であつて対質又は証言の目的のための拘禁された者の移送について規定するもの及び犯罪人の引渡しに関する条約から生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

6 第二十三条 刑事の国際的適用範囲
この条約が、刑を言い渡された者の移送に関する協定若しくは条約を締結若しくは送に関する協定若しくは条約を適用し又は当該

条約を適用する領域を特定することができる。又は同条約に定める原則の適用を促進するために同条約の取り扱う事項について二国間又は多数国間の協定を締結する権利に影響を及ぼすものではない。

3 この条約は、刑事の判決の国際的な効力に関する歐州条約の締約国が同条約の規定を補足し又は同条約に定める原則の適用を促進するために同条約の取り扱う事項について二国間又は多数国間の協定を締結する権利に影響を及ぼすものではない。

4 移送の要請が、この条約に加えて、刑事の判決の国際的な効力に関する欧州条約又は刑を言い渡された者の移送に関する他の協定若しくは

条約の適用を受ける場合には、要請国は、要請の時にいづれの条約に基づいて要請を行うかを明示する。

5 第二十三条 友好的な解決
歐州評議会の犯罪問題に関する欧州委員会は、この条約の適用に関して常時通報を受けるものとして、この条約の適用から生ずるいかなる問題についても友好的な解決を促進するために必要なことを行う。

6 第二十四条 廃棄
1 いづれの締約国も、歐州評議会事務局長にあてた通告により、いつでもこの条約を廃棄することができます。

7 第二十五条 附則
1 本件の目的及び要旨
千九百七十年代に入り、歐州地域経済の発展及び交通、通信等の発達に伴う外国人犯罪の増加並びに犯罪の国際化を背景として、歐州諸国は、自國において刑に服する外国人の増加に伴う問題に直面することとなった。一方、歐州諸国との刑法当局の間においては、外国において刑に服する者の社会復帰を促進するためには、そのような者に対する理念が共有されるようになつた。これを受け、昭和五十三年六月の欧州司法大臣会合において刑を言い渡された

a 署名
b 批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
c 第十八条2及び3、第十九条2並びに第二十一条2及び3の規定に従う効力発生の日
d この条約に関して行われるその他の行為、宣言、通告又は通報

以上の誓願として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百八十三年三月二十一日にストラスブールで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、歐州評議会に寄託する。歐州評議会事務局長は、歐州評議会の各加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国及びこの条約に加入するよう要請されたすべての国にその認証謄本を送付する。

1 締約国は、刑を言い渡された者の移送に関するこの条約に従い協力のための最大限の措置を相互にとることを約束すること。

2 一つの締約国の領域において刑を言い渡された者は、自己に命ぜられた刑に服するため、この条約に従い他の締約国の領域に移送されることができる。

3 刑を言い渡された者については、当該者が執行国の国民であること、判決が確定していること、当該者が移送に同意していること、刑が命ぜられたことの理由となつた作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること、裁判国及び執行国が移送に同意していること等の条件が満たされた場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。

4 裁判国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知すること。

5 移送の要請及び回答は、書面により行い、要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請

者の移送の問題が本格的に討議され、その後の検討を経て、昭和五十八年三月二十一日ストラスブールにおいて本条約が作成された。

本条約は、犯罪を行った結果として自由を奪われている外国人に対し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えるために、外国においてその刑に服する機会を与えたために、外国に於ける手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

官 報 (号外)

国に通報すること。

なお、我が国は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者をこの条約の適用上我が国の国民に含める旨の宣言を行うことを予定している。

本条約は、昭和六十年七月一日に効力を生じており、我が国については加入書を歐州評議会事務局長に寄託した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献し、刑を言い渡された者の社会復帰を促進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年七月十九日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
外務委員長 吉田 公一

官 報 (号 外)

平成十四年七月二十三日 衆議院会議録第四十九号

第115号
明治二十一年五月三十日
種類
郵便物
記入

発行所
〒105-0008
東京都千代田区虎ノ門二丁目
財務省印刷局
電話
03(3587)4294
定価
一本一円
一冊五円